

茶業振興対策事業の概要（R7.4.1～一部改正）

事業名		事業目的	事業内容及び規模	事業実施基準等				補助率等
				補助事業者	事業実施主体	受益者	受益面積	
茶業振興	優良茶園振興事業	生産効率の高い集団茶園の造成、優良品種の新植及び生産力の低い茶園から生育おう盛な優良茶園への改植により、均質な生葉生産による良質茶の生産と茶園管理の省力化を図る。 また、植栽した茶樹の健全な生育を図るため、土壌の排水等総合的な土壌改良、土壌病害虫対策による、茶園生産力の向上と、高収益、高能率茶業経営を推進する。	茶園造成、優良品種の新植、改植及び土壌改良	市町村	農協又は農業者の組織する団体 認定農業者（見込み含む）若しくは地域計画に位置づけられた担い手	3戸以上（認定農業者（見込み含む）若しくは地域計画に位置づけられた担い手は1戸以上） 自然仕立ての手摘み栽培技術を継承する場合、5a以上、1筆当たり3a以上（その他実施基準あり）	1集団15a以上（1筆当たり3a以上）	4／10以内 ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。
	茶園環境改善事業	被覆棚整備により均質で高品質な茶生産を行い、茶業経営の安定を図る。 また、施肥は茶の品質を大きく左右する作業であるが、省力かつ効率的な施肥施設を導入することにより、施肥の適正化を図る。	(1) 施肥施設整備 点滴施肥システム（覆い下園及び未成木の露天茶園を対象） (2) 被覆棚施設整備	市町村	農協又は農業者の組織する団体 認定農業者（見込み含む）若しくは地域計画に位置づけられた担い手	3戸以上（認定農業者（見込み含む）又は地域計画に位置づけられた担い手は1戸以上） (2) 自然仕立ての手摘み栽培技術を継承する場合、5a以上、1筆当たり3a以上（その他実施基準あり）	1集団15a以上	4／10以内 ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。 また、事業内容及び規模欄の(2)の場合は、10a当たりの補助金額40万円を上限とする。 （ただし、自然仕立ての手摘み栽培技術を継承する場合は、10a当たりの補助金額の上限を設定しない）
	共同製茶等省力化推進事業	製茶労働力不足や製茶経費の引き下げを図るため、近代的な省力製茶機械を装備したもみ茶又はてん茶の共同製茶工場の設置を図る。 また、製茶技術の向上を図るため、茶主産地市町村に小型機械によるもみ茶の製茶技術研修工場を設置する。 さらに茶園管理機械施設の導入・設置による、摘採や茶園管理の省力化を推進するとともに省力的かつ効率的な防霜施設整備により、安定的に高品質な生葉生産を可能とすることで良質茶の生産を図る。	(1) 共同製茶施設整備 ・揉み茶、てん茶の共同製茶工場の建物及び機械等 ・茶園管理機械（自走式・軌道式・乗用式） ・格納庫（機械導入時のみ） (2) 防霜施設整備	市町村	農協又は農業者の組織する団体	3戸以上（防霜施設整備の1団地は2人以上） (1) 共同工場は、おおむね3ha以上 (2) 1集団おおむね1ha以上2ha未満、1団地おおむね30a以上		4／10以内 ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

茶業振興対策事業実施要領

第1 事業の目的

本府を代表する宇治茶の生産振興を図るため、共同かつ組織的な生産体制の強化や、伝統的な手摘み栽培技術の継承、商品価値の高い良質茶生産の推進を目指し、以下の対策を講じることとする。

①集団茶園の造成、優良品種の新植、生育おう盛な優良茶園への改植及び茶園土壌の改良対策。②高品質な茶生産を行うための被覆棚施設等の導入。③近代的な省力製茶機械を装備した共同製茶工場等の整備や、効率的な防霜のための生産基盤施設等の整備。

第2 事業の実施地域

茶園面積の拡大や、近代的な共同製茶工場の設置、手摘み栽培技術の継承など、茶生産に対する意欲が高く、農業経営及び農家生活の安定と向上が期待できる地域とする。

第3 事業内容

1 優良茶園振興事業

生産効率の高い集団茶園の造成、優良品種の新植及び老朽化した生産力の低い茶園から生育おう盛な優良茶園への改植により、均質な生葉生産による良質茶の生産と茶園管理の省力を図る。

また、植栽した茶樹の健全な生育を図るため、土壌の排水等総合的な土壌改良、土壌病虫害対策による、茶園生産力の向上と高収益、高能率茶業経営を推進する。

2 茶園環境改善事業

被覆棚整備により均質で高品質な茶生産を行い、茶業経営の安定を図る。

また、施肥は茶の品質を大きく左右する作業であるが、省力かつ効率的な施肥施設を導入することにより、施肥の適正化を図る。

3 共同製茶等省力化推進事業

製茶労働力不足や製茶経費の引き下げを図るため、近代的な省力製茶機械を装備したもみ茶又はてん茶の共同製茶工場の設置を図る。

また、製茶技術の向上を図るため、茶主産地市町村に小型機械によるもみ茶の製茶技術研修工場を設置する。

さらに、茶園管理機械施設の導入、設置による、摘採や茶園管理の省力化を推進するとともに、省力的かつ効率的な防霜施設整備により、安定的に高品質な生葉生産を可能とすることで良質茶の生産を図る。

第4 補助事業者及び事業実施主体

事業の実施に当たって、補助事業者及び事業実施主体は次のとおりとする。

1 補助事業者

補助事業者は市町村とする。

ただし、農業協同組合が広域合併しているところで受益市町村が複数の場合は、広域農業協同組合とすることができる。

2 事業実施主体

事業実施主体は、農業協同組合又は次の（１）及び（２）に掲げる要件を満たす茶生産農家の組織する集団とする。ただし、第３の１及び２の事業においては、次の（３）に掲げる要件を満たす農業者も事業実施主体とすることができる。

- （１）代表者の定めがあること。
- （２）組織及び運営等についての規約の定めがあり、かつ事業実施に必要な経費の負担能力があること。
- （３）認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）（以下、「同法」という。）第 12 条第 1 項の認定を受けた者）又は認定農業者となることが見込まれる者、若しくは「地域計画（同法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）」において定められた地域内の農業を担う者一覧に掲げられる者であり、かつ茶生産者が組織している茶生産組合に所属していること。

第 5 事業実施基準

- 1 事業実施基準のうち各事業に共通するものとして、次の各号に掲げる要件を満たし、適正に実施するものとする。

- （１）事業実施計画は、当該市町村及び広域農業協同組合における農業振興計画の一環とする。
- （２）茶園及び共同製茶工場建設用地の買収又は貸借に要する費用及びこれに類するもの、消耗品並びに受益者が出役する労賃については、補助の対象としないものとする。

- 2 事業の実施に当たって各事業別の実施要件は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

（１）優良茶園振興事業

ア 集団的な茶園の造成、優良品種の新植並びに改植又は土壌改良。

なお、原則として、京都府奨励品種を補助対象とするが、別に定める奨励品種に準ずる品種を導入する場合は、次の各号に掲げる要件を満たす場合にも補助対象とする。

（ア）導入希望農家の経営面積がおおむね 1 ヘクタール以上の規模である。

（イ）現状の品種構成等の経営内容に照らし適正と認められる。

（ウ）地域の茶業振興方針に合致した品種導入である。

イ 事業の受益戸数は 3 戸以上とする。ただし、第 4 の 2 の（３）に該当する場合は 1 戸以上とする。

ウ 事業の実施面積は、原則として、1 集団 15 アール以上とする。

ただし、集団茶園の造成については、受益戸数が 3 人以上の連担地で 30 アール以上の団地とする。

エ 上記イ、ウに関わらず自然仕立ての手摘み栽培技術を継承する場合の事業

実施基準は以下のとおりとする。

(ア) 受益面積5アール以上とする。

(イ) 受益者は以下の要件を全て満たしていることとする。

a 現在自然仕立ての手摘み栽培を行っており、各茶品評会へ継続的に出品している等生産技術の向上に取り組んでいること。

b 府や茶業関係団体等が行う宇治茶の生産技術や伝統・文化等を継承・啓発する研修会や講習会等の取組に積極的に協力しており、伝統的な手摘み栽培技術を将来にわたり継承しようとしていること。

オ 集団を構成する1農家1筆当たりの受益面積は、原則として3アール以上とする。

カ 実施に当たっては、次の補助対象の標準事業量を基準にして効率的に組み合わせる。

区 分	補助対象	標準事業量	
A	抜根整地（造成）	10a 当たり	40 時間
	土壌改良資材		
	苦土石灰	〃	200 kg
	よう成りん肥	〃	90 kg
	土壌病虫害防除剤	〃	20 kg
	（土壌センチュウ防除剤等）		
	基 肥（鶏ふん）	〃	500 kg
	〃（ロング肥料）	〃	150 kg
	苗 木	〃	2, 500 本
	マルチ	〃	650 m
	ドレンホース	〃	350 m
B	園内道路兼排水路	10a 当たり	20 m
	園周辺水路	〃	40 m
	客土	〃	300 m ³

○ 集団茶園の造成についてA、Bを対象とする。

○ 新植及び改植の場合は、Aのみを対象とする。

○ 土壌改良の場合は、Aの土壌改良資材、土壌病虫害防除剤及びドレンホースを対象とする。

○ 客土は運搬費及び整地工費のみ補助の対象とし、土の購入費用は補助の対象としないものとする。

(2) 茶園環境改善事業

ア 施肥施設整備

(ア) 施肥施設は省力的、効果的及び集団的に施肥の適正化が図れる、点滴施肥システムとする。

- (イ) 事業の受益戸数は3戸以上とする。ただし、第4の2の(3)に該当する場合は1戸以上とする。
- (ウ) 施設対象面積は、1集団15アール以上とする。
- (エ) 受益茶園は覆い棚が設置されている茶園及び定植後3年未満の未成木の露天茶園とする。
- (オ) 受益茶園において、施肥改善計画の達成が確実と見込まれること。
- (カ) 水源に関する経費は補助対象としない。

イ 被覆棚施設整備

- (ア) 被覆棚施設は、新たに設置する、鉄パイプ等で組み立てる棚とする。
- (イ) 事業の受益戸数は3戸以上とする。ただし、第4の2の(3)に該当する場合は1戸以上とする。
- (ウ) 施設対象面積は、1集団当たりの整備面積を15アール以上とする。
- (エ) 補助対象は、原則として骨材に係る資材経費とし、10アール当たりの補助金額の上限を40万円とする。
- (オ) 上記(ア)から(エ)に関わらず自然仕立ての手摘み栽培技術を継承する場合の事業実施基準は以下のとおりとする。
 - a 被覆棚施設は、新設に加え機能向上を伴う更新も対象とする。
 - b 受益面積5アール以上とする。
 - c 受益者は以下の要件を全て満たしていることとする。
 - (a) 現在自然仕立ての手摘み栽培を行っており、各茶品評会へ継続的に出品している等生産技術の向上に取り組んでいること。
 - (b) 府や茶業関係団体等が行う宇治茶の生産技術や伝統・文化等を継承・啓発する研修会や講習会等の取組に積極的に協力しており、伝統的な手摘み栽培技術を将来にわたり継承しようとしていること。
 - d 集団を構成する1農家1筆当たりの受益面積は、原則として3アール以上とする。
 - e 補助対象は、原則として骨材と被覆資材に係る経費とし、10アール当たりの補助金額の上限を設定しない。

(3) 共同製茶等省力化推進事業

ア 共同製茶施設整備

- (ア) 補助の対象は、もみ茶又はてん茶の共同製茶工場の建物及び製茶機械並びにもみ茶の製茶技術研修工場の建設、製茶機械及び附属研修機器の設置とし、原則として、新築、新設、新品とする。
また、茶園管理機械施設、格納庫の導入及び設置とする。
- (イ) 事業の受益戸数は3戸以上とする。
- (ウ) 共同製茶工場の設置対象面積は、おおむね3ヘクタール以上とする。
- (エ) 製茶機械については、1日当たり生葉処理量を、もみ茶工場ではおおむね1.5トン以上、てん茶工場ではおおむね1.2トン以上とする。
また、年間操業日数は、もみ茶ではおおむね30日以上、てん茶工場ではおおむね20日以上とする。

ただし、製茶技術研修工場については、研修利用計画に基づき適正に管理運営するとともに、研修及び技術習得の成果として、毎年各種の茶品評会に出品し、技術向上等の評価を得るものとする。

(オ) 茶園管理機械施設については、自走式・軌道式・乗用式の管理機械施設とし、機械導入時のみ格納庫の設置ができることとする。

イ 防霜施設整備

(ア) 防霜施設は省力的、効果的に防霜が図れる、防霜ファン及びスプリンクラーとする。

(イ) 事業の受益戸数は3戸以上とする。

(ウ) 施設対象面積は、1集団おおむね1ヘクタール以上2ヘクタール未満とし、1団地おおむね30アール以上とする。

(エ) 施設の管理運営等の適正化等を考慮し、原則として小字単位でまとまりのある当該受益茶園の所有者により組織化された集団とする。

ただし、農業協同組合が事業実施主体の場合は、この限りでない。

(オ) 1団地の受益戸数は経営主が2人以上であること。

ただし、農業協同組合が事業実施主体の場合は、この限りでない。

第6 事業計画

- 1 事業実施主体は、茶業振興対策事業を実施しようとするときは、次に定める事業実施計画書（以下「事業計画」という。）を作成し、市町村長に提出するものとする。

市町村長は事業計画の内容を検討し、適当と認めた場合は、農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号）に基づく補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）に添付して、所轄の京都府広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町にあっては知事）に提出するものとする。

ただし、受益市町村が複数かつ広域農業協同組合が事業実施主体の場合は、事業計画に補助金交付申請書を添付して、当該地域を主に所轄する京都府広域振興局長に直接提出するものとする。

優良茶園振興事業	別記第1号様式
茶園環境改善事業	〃 2 〃
共同製茶等省力化推進事業	〃 3 〃

- 2 知事は、事業計画を適当と認めた場合は、市町村長又は広域農業協同組合の長に対し、事業計画の認定を行うものとし、認定の通知は補助金交付決定をもって代えるものとする。
- 3 事業実施主体は、2の認定を受けた事業計画について重要な変更をしようとするときには、知事の承認を受けなければならない。
この場合、知事は2の規定に準じて、改めて認定を行うものとする。
- 4 第5の2のアに基づく特認申請を行う市町村は、別記第1号様式にある特認申請書を作成し、その事務手続は1から3の事業計画に準ずることとする。

第7 指導

府は、事業の円滑かつ適正な実施を図るため、関係機関と協力し、事業計画の樹立、事業の実施及び運営等について指導するものとする。

第8 助成

府は、事業の促進を図るため、事業計画に基づいて行う事業に要する経費について、補助事業者が補助する場合に、その経費について、補助事業者に対して農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号）により、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、補助率は補助対象事業費の10分の4以内とする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

第9 その他

- 1 農業振興事業費補助金交付要綱による補助金交付申請書（又は実績報告書）中、記の2の事業実施計画（又は実績）の様式は次によるものとする。

優良茶園振興事業	別記第4号様式
茶園環境改善事業	〃 5 〃
共同製茶等省力化推進事業	〃 6 〃

附 則

この要領は、昭和55年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、昭和63年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成元年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成5年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成9年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成15年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成16年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成18年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成20年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成25年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年度分の事業から適用する。